

ビジネスと人権ロイヤーズネットワーク運営規約

第1条(名称)

本会の名称を以下のとおりとする。

ビジネスと人権ロイヤーズネットワーク (日本語)

Business and Human Rights Lawyers Network Japan (英語)

第2条(事務局所在地)

本会の事務局を以下に置く。なお、事務局を本団体の住所地とする。

〒153-8902 東京都目黒区駒場 3-8-1 東京大学 9号館 304B

東京大学持続的平和研究センター気付

第3条(目的)

この会は、下記に定める事項を主たる目的とする。

第1項 日本におけるビジネスと人権に関するプラクティスを向上・普及する。

第2項 ビジネスと人権に関する調査研究・情報共有のためのプラットフォームを提供する。

第3項 「救済へのアクセス」の確保に向けた対話をそれぞれの立場から促進する。

第4条(設立日)

本会の設立日を以下のとおりとする。

2018年6月15日

第5条(会員)

第1項 会員は、本団体の目的に賛同し、入会登録を行った者とする。

第2項 会員は、次の各号のいずれかに該当することを必要とする。

(1) 弁護士(資格保有国を問わない)

(2) ビジネスと人権に関連する研究者

(3) 企業や団体において、ビジネスと人権に関連する事柄を取り扱っている者

第3項 会員は、その所属する組織にかかわらず、個人の資格で、本会における活動に参加する。

第4項 本会には、会員の中から、運営委員をおき、運営会議を構成する。

第5項 本会には、会員の中から、顧問をおくことができる。

第6条(入会)

会員として入会しようとする者は、入会申込書をウェブサイト記載のメールアドレスを通じて事務局宛に提出し、運営会議の承認を得るものとする。

第7条(会費)

会費はこれを特に定めない。

第8条(運営会議)

第1項 運営委員は、別紙記載の会員とし、運営会議を構成する。

第2項 運営会議は、次の各号に掲げる事項について審議し、決議する。

- (1) 会則の改廃
- (2) 本会の解散
- (3) 運営委員の選任及び解任
- (4) 入会の承認
- (5) 会員資格の抹消
- (6) その他本会の運営に関し重要な事項

第3項 運営会議は、2分の1以上の出席で成立し、出席者の過半数で決議する。

第9条(退会)

第1項 会員は、退会届を事務局に提出し、任意に退会することができる。

第2項 会員が、次に該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡したとき
- (2) 第5条第2項に定める資格を喪失したとき

第10条(会員資格の抹消)

本会会員が次の各項に該当することになった場合は、運営会議の決議を経て登録を抹消することができる。

第1項 会員との連絡が取れなくなった場合

第2項 会員としてふさわしくないと認められる事実が発生した場合

第 11 条(個人情報の取り扱い)

本会は、個人情報の安全管理が図られるよう、本会の会員に対する必要かつ適切な管理を行う。個人情報の取得、利用、提供及び管理については「個人情報保護方針」に定め、適正に運用するものとする。

第 12 条(会則の改訂)

この会則の改訂は会員がこれを発議し、運営会議で決議する。

第 13 条(その他)

第1項 この会則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

第2項 メーリングリストの運用については、別途定めるメーリングリスト運用規則による。

附則

この規約は、設立日である 2018 年 6 月 15 日より施行する。